

静岡市緊急銃猟マニュアル

静岡市中山間地振興課

令和 7 年 11 月

目次

1. はじめに	1
2. 緊急銃獵の備えた平時における事前準備	
(1) 対応体制の確保	3
(2) 訓練の実施	4
(3) 保険の加入	4
(4) 備品の確保	5
3. クマ、イノシシ出没時の対応	
(1) 通報時の対応	6
(2) 県に対する応援の要請	9
(3) 緊急銃獵に関する計画の調整	9
(4) 人員の配置	9
(5) 安全を確保するための措置の実施	11
(6) 緊急銃獵に係る条件の確認	13
(7) 緊急銃獵の職員への指示又は外部への委託	14
(8) 緊急銃獵のための土地の立入等	16
(9) 原状回復、安全を確保する措置の解除	16
(10) 損失補償手続	16
4. 緊急銃獵実施後の処理及び報告	17

1. はじめに

令和7年9月1日より、鳥獣の保護及び管理並びに狩獵の適正化に関する法律の一部を改正する法律により、法の定める4つの条件をすべて満たした場合で、人の日常生活圏であって安全確保が可能な場合、出没したツキノワグマ（以下「クマ」という）、イノシシに対して市長の判断で銃器により捕獲等ができる緊急銃獵制度が施行されました。

これにより、緊急銃獵を実施するための平時における事前準備、クマ、イノシシ出没時の対応、緊急銃獵実施後の処理及び報告について本マニュアルを作成した。

なお、緊急銃獵の実施にあたっては、本マニュアルと緊急銃獵ガイドライン（環境省）に沿って実施する。

○緊急銃猟の概要

緊急銃猟の根拠規定は次のとおり。

鳥獣保護管理法第34条の2（緊急銃猟）

市町村長（特別区の区長を含む。以下この章において同じ。）は、危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物（以下この項において「住居等」という。）に侵入していること又は侵入するおそれが大きいことを把握し、かつ、当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合において、銃器を使用した鳥獣の捕獲等（以下「銃猟」という。）以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であり、かつ、第三十四条の四の規定による措置その他の措置を講ずることにより銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、住居等又はその付近において、当該危険鳥獣について銃猟をすることができる。

2～5 略

緊急銃猟を実施する際の要件は次の4つになる。

観 点	要 件
①場所	危険鳥獣が、住居、広場その他の人の日常生活の用に供されている場所又は電車、自動車、船舶その他の人の日常生活の用に供されている乗物に侵入していること又は侵入するおそれが大きいこと
②緊急性	当該危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があると認める場合
③方法	銃猟以外の方法によっては的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難
④安全性の確保	銃猟によって人に弾丸の到達するおそれその他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがないと認めるとき

【留意点】

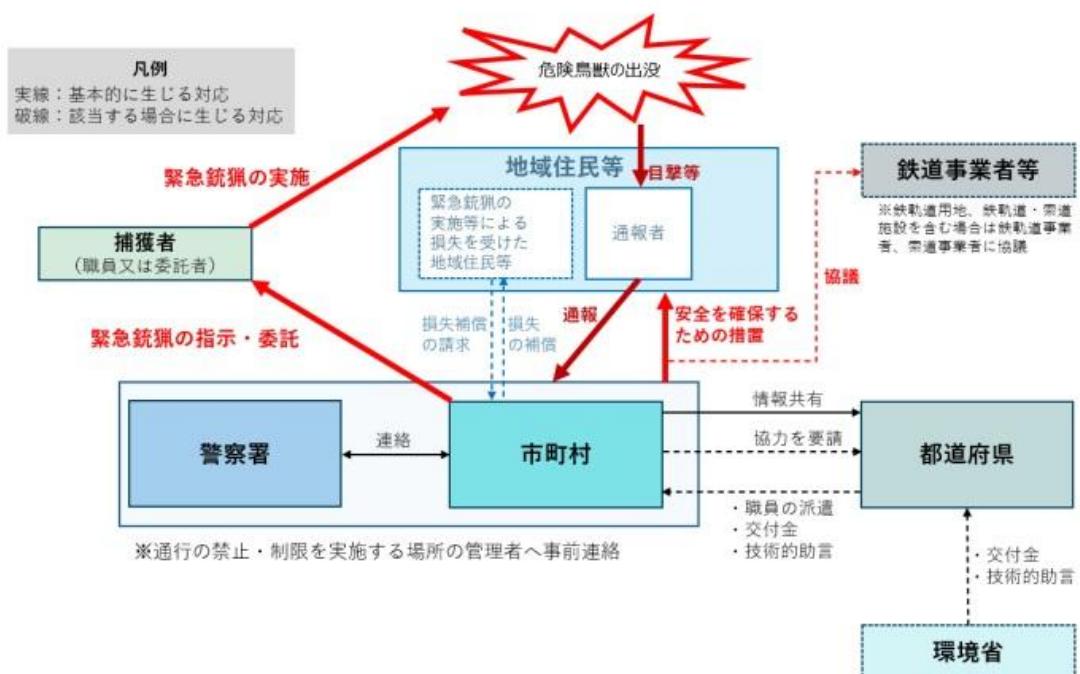
- ・危険鳥獣はツキノワグマ、イノシシ（基本的に成獣に限る）のみ
- ・危険鳥獣が市街地等の人の生活圏に出没した時点で①～③の要件は満たしていると解される。

1. 緊急銃猟に備えた平時における事前準備

(1) 対応体制の確保

関係機関の役割

関係機関	役割	具体的な対応例
市	出没対応の主体	現地調査、住民への注意喚起、情報発信、警察署・県・JA・猟友会・自治会・庁内関係部署（地域総務課など）との連絡調整、情報集約、捕獲従事者への銃猟・捕獲・追い払い依頼、パトロール、有害捕獲許可（住居集合地域等における麻酔銃使用申請）
県 (中部農林事務所 ・自然保護課)	市町村支援	現地立会い、市応援、対応に関する連絡調整、地元警察署等との連絡調整、対応に関する連絡調整、有害捕獲許可、データ収集整理
警察	安全確保	パトロール、注意喚起、立入り制限、交通整理、現場確認、情報発信
捕獲従事者	銃猟・捕獲・追い払い	銃猟・捕獲・追い払いの実施
地域住民・学校等	市への協力	目撃情報の通報、市への協力、保護者への連絡、児童の安全確保



地域の機関（市、県、警察署）は、出没時に備えて、緊急時（休日、夜間等）の連絡先を確認しておく。また、各機関は、出没時に連絡する必要がある連絡先を確認しておく。
(例：学校等の教育機関、捕獲従事者)。

なお、連絡体制図は別添：緊急銃猟時連絡網のとおり。

地域の機関（市、警察署、県中部農林事務所）間の情報共有は、

第1報：市の場合 → 警察署

→ 県中部農林事務所を原則とする。

第1報：警察署の場合 → 市 → 県中部農林事務所を原則とする。

ただし、状況に応じて柔軟に対応する。

（2）訓練の実施

銃猟を行うタイミングや行うことができる場所（※）について、捕獲関係者等の間で共通の認識を持ち、対象鳥獣の生態、習性、性質や関係法令、捕獲手法、出没対応の方針等の必要な知識が得られるよう、十分な研修等を定期的に行うよう努める。

訓練には、市はもちろん、委託を行うことが想定される者（捕獲従事者）、警察や県の関係機関も含め、実際に出没対応にあたることが想定される者を参集する。

※ 本市における人の日常生活圏の範囲の確認等も行う。

訓練では、実際の環境のもと対応の手順と課題を確認するため、出没想定地において現場の状況や周辺環境を確認しながら、跳弾が到達する可能性のある範囲、通行禁止・制限の措置、地域住民等の避難範囲、マスコミの制御等を実施するエリア等を検討する。また、バックストップ（安土）等の条件から、緊急銃猟が実施できる条件の確認・判断、発砲する際の矢先の確認等を市と捕獲従事者が中心となり検討する。

（3）保険の加入

- ・傷害総合保険（損害保険ジャパン株式会社）：人身事故に対応
- ・緊急銃猟時補償費用保険（東京海上日動火災保険株式会社）：物損に対応

(4) 備品の確保

備品リスト

備品の種類	説明
ヘルメット	頭部をクマ等の攻撃から防御
盾	クマ等の攻撃を回避 建物内で発砲する際は特に跳弾が捕獲関係者等に当たるリスク回避
クマ撃退スプレー	クマ等が向かってきた際に噴射
プロテクター	四肢や体幹をクマ等の攻撃から防御
無線機 (デジタル簡易無線)	現地での連絡調整に使用 ※ イベント等に使用するトランシーバーで代用することもあり得る
緊急銃猟を行う捕獲者の証票	静岡市の記載があるビブス（緑色）あるいは腕章
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票	静岡市の記載があるビブス（黄色） ※証票は、職員証を携帯することでも可能とする
対応マニュアル	静岡市緊急銃猟マニュアル
関係者リスト・連絡網	緊急銃猟時連絡網
緊急銃猟ガイドライン	令和7年7月 環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護管理室
緊急銃猟時の確認 チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟の条件等をチェックリスト形式にしたもの。緊急銃猟の実施可否を判断する際に用いる。
緊急銃猟を行う捕獲者に係る チェックリスト	鳥獣保護管理法等に定める法令上の緊急銃猟を実施する者の要件を確認する事項をチェックリスト形式にしたもの。
車輛	移動のほか、通行制限の開始地点を明示するため使用
トラック	緊急銃猟を実施する際にトラックの荷台から撃ち下ろす場合や捕獲個体を搬出のために必要。
土嚢	バックストップを補強等する場合に必要
照明器具等	夜間に緊急銃猟を実施する場合に必要
現状回復に必要な道具類	ブルーシートや清掃用具等の必要な道具類
ビデオカメラ等	緊急銃猟の様子を撮影して記録 ※ 捕獲者が希望した場合等、捕獲者が了承を得ている場合のみ、市の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。

※緊急銃猟ガイドライン（環境省）から抜粋

3. クマ、イノシシ出没時の対応

(1) 通報時の対応

クマ、イノシシの出没に関する一報が寄せられた際は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取る（警察が第一報を受けた場合には、警察からの聴取を実施し、必要に応じて目撃者等から再聴取を行う。また、警察官が夜間に第一報を受けた際の市の連絡窓口をあらかじめ設定しておく。）。聞き取りを行うに当たっては、「出没情報記録票」に聞き取り内容を記入する。

出没情報記録票

管轄番号：	記入者			
通報（情報提供）者 の情報	氏名		電話番号 () -	
	住所	静岡市 区		
	目撃時の状況（車の運転中など）			
出没した日時	年 月 日	午前・午後	時 分	
出没した場所	静岡市 区			
出没の種類	目撃・痕跡・その他 ()			
被害の有無	人身被害・生活被害・農業被害・被害なし・その他 ()			
	具体的な状況：			
目撃したクマの情報	オス・メス	頭数	頭	
	大きさ	cm	または 成獣 頭、子 頭	
	行動	逃げた・留まった・向かってきた・人に気付かなかった		
	写真・動画	あり・なし		
クマが逃走した方向 (向かった方向)				
出没した場所の状況	誘引物 () 環境 ()			
対策内容（出没後）	注意喚起・誘引物除去・追い払い・捕獲			
実施されていた対策	誘引物除去・刈払い・その他 ()			

被害の内容

人身被害

人数	人	性別	男性 · 女性
年齢	幼児 · 小学生 · 中学生 · 高校生 · 大人(年代)	· 高齢者(年代)	
負傷部位			
内容	噛まれた · 引っ搔かれた · 体当たりされた · 威嚇された · 引っ張られた その他()		
処置内容	病院に行った · 何もしていない · その他()		

生活環境被害

被害物	家 · 小屋 · 庭の物 · 家庭ごみ · 車 · ペット · その他()
何をされた?	侵入 · 壊された · 食べられた · 持っていかれた · 散らかされた その他()

農業被害

被害作物	野菜 · 果樹 · 穀物 · 家畜 · その他()
------	----------------------------

その他

執着物の有無	有 · 無	具体的に
備考		

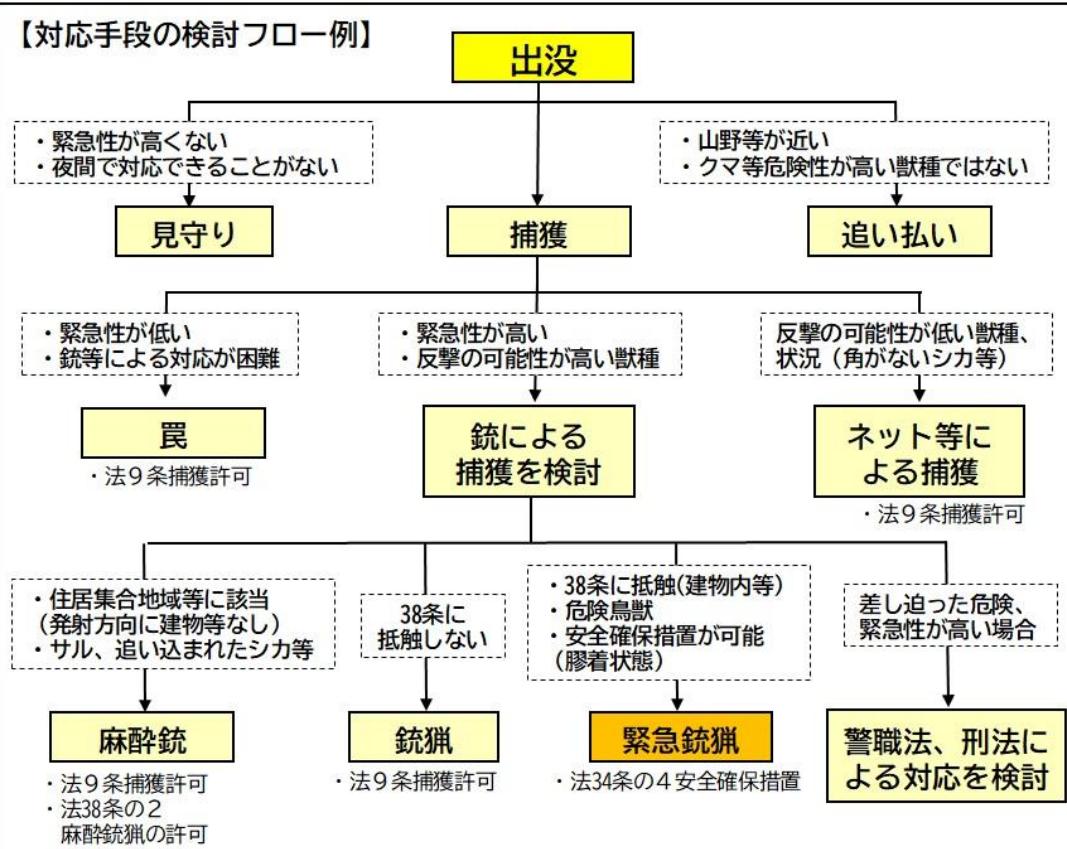
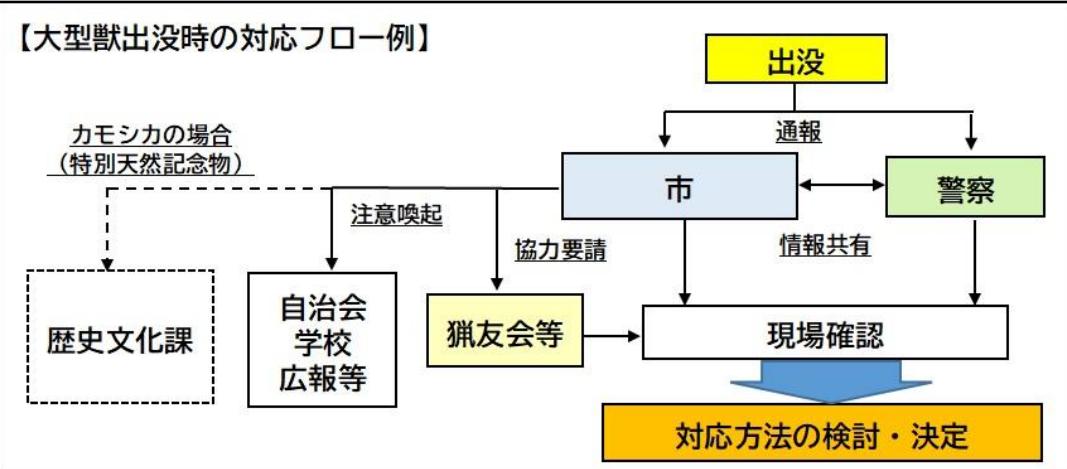
【通報を受けて連絡した先】

- ① 中央・南・清水警察署 生活安全課・地域課・当直()・交番()
- ② 静岡県自然保護課 (担当:)
- ③ 中部農林事務所 (担当:)
- ④ 自治会連合会、町内会 ()
- ⑤ 葵・駿河・清水区 地域総務課、蒲原支所(由比、蒲原)
- ⑥ 児童生徒支援課、こども園運営課、幼児教育・保育支援課、こども若者応援課
- ⑦ 学校等()
- ⑧ JA(支店:)
- ⑨ 静岡 清水 庵原獵友会()
- ⑩ その他()

通報から方針決定まで

【関係者への連絡、対応の検討】 ※フローは緊急銃猟以外の対応も含む

大型獣出没時は、出没した獣種や出没の状況から、緊急銃猟に限らず、対応手段を検討する。



（2）県に対する応援の要請

鳥獣保護管理法第34条の5に基づき、市長は、都道府県知事に対する応援の要請が可能となっている。応援に従事する県職員は市長の指揮のもと行動し、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言等を行う。

＜応援の具体例＞

- ・住民避難を呼びかける。また、その際に車を運転する
- ・夜間（日出前及び日没後）の対応の際、危険鳥獣を照明器具で照らす
- ・指揮命令を発する際に技術的助言を行う

（3）緊急銃猟に関する計画の調整

現場の情報収集の結果などを踏まえ、クマ、イノシシの捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、現場又は現場近くにおいて、捕獲関係者（市、県、警察、捕獲者）が地図を見ながら安全確保の方法等や発砲の向き等を相談する現実の計画の調整を行う。

（4）人員の配置

クマ、イノシシの捕獲の手段として緊急銃猟を選択する方向性が決定されたら、人員の配置を行う。

＜留意事項＞

- ・捕獲者及び捕獲サポート者に証票（静岡市の記載があるビブス（緑色）あるいは腕章）を渡す。（法令上必須）
- ・土地の立入りを行う者、通行制限を行う者に証票（静岡市の記載があるビブス（黄色）あるいは職員証）、誘導灯等を渡す。（土地の立入りを行う者の証票は法令上必須）
- ・要所の配置者にトランシーバーを渡す。
- ・ビデオカメラの撮影準備を行う。（捕獲者の同意が得られた場合）

班構成と役割

	構成 (◎：リーダー) (○：サブリーダー)	役割
対策本部	◎環境局森林経営統括監 ○中山間地振興課長 ・中山間地振興課職員 (記録係、広報係、連絡係) ・県応援職員 ・警察 ・猟友会	◦現場対応の指揮・統括 ◦緊急銃猟の計画の決定・実行 ◦確認チェックリスト（4つの条件）への記載 ◦捕獲者（猟友会）への委託 ◦捕獲者に係るチェックリストへの記載・署名 ◦証票の受け渡し ◦応援職員の調整 ◦本庁との連絡 ◦府内外の関係機関との調整 ◦報道対応 ◦緊急銃猟の経過の記録 ◦ウェブサイト(HP、Xなど)による通行制限の周知
監視・避難誘導班	◎中山間地振興課 鳥獣対策係長（△監視） ○中山間地振興課 施設運営係長（△避難誘導） ・中山間地振興課 鳥獣対策係員（△監視） ・中山間地振興課職員 （△避難誘導） ・環境局応援職員 ・県応援職員 ・警察	△クマ・イノシシの行動監視、本部連絡 △緊急銃猟実施時の要件確保 △緊急銃猟時の動画撮影 △逸走時の対応 △計画範囲の住民の避難誘導 △避難か屋内避難かの判断 △△通行制限班との連携 △△現状復帰・損失確認
通行制限班	○区地域総務課係長 ○区地域総務課職員及び 支所職員 ・中山間地振興課職員 ・環境局応援職員 ・警察	◦自治会、事業所への連絡 ◦計画範囲の通行制限 ◦緊急銃猟実施時の要件確保 （銃猟による住民などの安全確保） ◦監視・避難誘導班との連携

（5）安全を確保するための措置の実施

緊急銃猟を実施する方針になつたら、関係者と地図等で現場の状況を確認しながら、安全確保措置の方法・範囲、発砲の向き、実施体制を整理する。

安全確保措置の流れ



【通行禁止・制限範囲の決定（射線方向及び位置確認】

視点	考え方
人への弾丸の到達	<p>用いる銃器や弾丸の種類・性質、バックストップの性質等を踏まえ、射線方向と跳弾とを区別して検討する。</p> <p>射線方向：原則として通行禁止・制限措置を必須とした上で、人がいない状態とする。射線とする範囲はあらかじめ関係者で打ち合わせる。</p> <p>※捕獲者前方180° 全てに人がいない状態を作らなければならないものではない。</p> <p>跳弾：射手を中心に通行禁止・制限措置を講じるが、屋内退避等も許容される場合もある。</p>
弾丸が引火物や爆発物に到達し、火災や爆発が生じることによって人の生命身体に及ぶ危害	射線上から引火物や爆発物が外れるようにするとともに、危害が及ぶ範囲に通行禁止・制限措置を講じる。
被弾した危険鳥獣が興奮し、暴れることによって人の生命身体に及ぶ危害	<p>確実に捕獲できる見込みが低い場合には、逸走したクマ等に備え可能な限り広い範囲を危害が及ぶ範囲として想定する。</p> <p>※捕獲の見込みが低く、通行禁止・制限措置も困難な場合には、緊急銃猟は実施しない。</p>

【関係者への連絡】

安全確保措置の内容を決定したら、関係者に連絡する。

- ・制限される場所を管轄する警察への通報（法令上必須）
- ・通行の禁止・制限により当該場所の管理が妨げられこととなる場所の管理者（道路管理者等）

※三角コーンの設置等、道路上の工作物と見なされるものを道路に配置する場合には道路占用許可を受ける必要がある。（人や車両の配置により通行を制限する場合には不要）

【通行規制に関する周知】

通行制限を行う場合には、市町のウェブサイト（ホームページ、X等）で時間、場所、制限の内容を明示する（法令上必須）。

予め市公式ウェブサイトシステムのワークスペースに作成してある、「緊急銃猟実施による通行の禁止・制限」に日時、場所を入力してホームページに掲載する。

（例）令和〇年〇月〇日（〇）〇時頃より、〇区〇町の〇交差点の周囲において、出没したクマの捕獲等のため、通行制限を行います。クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないよう、お願ひいたします。

なお、ウェブサイト上（ホームページ、SNS、防災メール等）で公衆の閲覧に供するこれが政令で定められているため、防災無線のみで周知する方法では要件を満たさない。

(6) 緊急銃猟に係る条件の確認

準備が整ったら、市責任者が「緊急銃猟実施時の確認チェックリスト」で法令上の要件を満たしているか最終確認を行う。

緊急銃猟時の確認チェックリスト（法令関係）

条文等	条文	<input checked="" type="checkbox"/>
人の日常生活圏への侵入 (法第 34 条の 2)	銃猟を実施する場所は、人の日常生活圏※であるか ※ 人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲。例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる	<input type="checkbox"/>
危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要 (法第 34 条の 2)	危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要があるか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる。	<input type="checkbox"/>
銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等をすることが困難 (法第 34 条の 2)	銃猟以外では的確かつ迅速に捕獲できないか。 ※ 人の日常生活圏に侵入した時点で、基本的には条件に該当することとなると考えられる	<input type="checkbox"/>
避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合 (法第 34 条の 2)	通行禁止・制限の措置は必要に応じて講じられているか (法第 34 条の 4)	<input type="checkbox"/>
	地域住民の避難は行われたか (法第 34 条の 4)	<input type="checkbox"/>
	広報 (HP や SNS、防災無線等) は行われたか (政令)	<input type="checkbox"/>
	通行の禁止・制限を行う場合は、管轄する警察署 (警察署長) に通報を行ったか (政令)	<input type="checkbox"/>
	鉄道を含む場合は、鉄道施設の管理者へ協議が行われたか (政令)	<input type="checkbox"/>
	軌道又は索道を含む場合は、軌道経営者又は索道事業者へ協議が行われたか	<input type="checkbox"/>
	道路を含む場合は、道路管理者へ連絡したか 場所の管理者へ連絡したか (必要に応じて)	<input type="checkbox"/>
	射線方向にバックストップはあるか ※ 屋内で壁に向けて発射する場合、その壁は十分に堅牢か、又は弾が通り抜けた場合の壁の先にバックストップがあるか	<input type="checkbox"/>
	緊急銃猟を委託する者に留意点を伝えたか ※ 緊急銃猟を実施する場所、緊急銃猟の実施によって弾丸を到達させるべきではない危険性の高い物件の取扱いや、できる限り損壊すべきでない物件 (寺社仏閣、貴重品等) に関する情報、銃猟の対象鳥獣に関する情報等、やり取りに用いるジェスチャー等	<input type="checkbox"/>
	(土地の立入りを伴う場合) 土地の立入りを行う者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 3)	<input type="checkbox"/>
その他	緊急銃猟を委託する者は証票を身に着けているか (法第 34 条の 2)	<input type="checkbox"/>
	緊急銃猟の様子を記録する用意はあるか (任意) ※ スマートフォン、ビデオカメラ等での撮影は捕獲者の了承を得ているか	<input type="checkbox"/>

※緊急銃猟ガイドライン（環境省）から抜粋

(7) 緊急銃猟の職員への指示又は外部への委託

緊急銃猟を実施させる者の要件を満たしているかを、緊急銃猟を実施させる者の要件の該当の有無を書面で確認を行う。書面には、緊急銃猟を実施させる者の署名を求めることがある。署名後、捕獲者の証票（静岡市の記載があるビブス（緑色）あるいは腕章）を渡す。

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト

確認事項

要件	□
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※ 装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）
	第二種銃猟免許を所持している ※ 空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目 (麻酔銃猟をする場合は除く))	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※ なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル 夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であるこ

年　　月　　日

氏名 _____

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。

（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）

※緊急銃猟ガイドライン（環境省）から抜粋

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（夜間）

区分	要件	✓
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項（屋内、麻醉銃猟をする場合は除く） (必須項目)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している ※なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）を問わない イ 標的の中心から2.5cm □ 標的の中心から5.0cm	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町の判断により任意で記載する事項（記載例）	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※法令上の要件ではないが、実際に捕獲しようとする危険鳥獣と同じ種類の捕獲実績を市町が任意に追加要件として設定する場合	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
		年　月　日
捕獲者氏名		

※夜間（屋外）で緊急銃猟を行う場合。

※麻醉銃猟は含まない。

緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（麻醉銃猟）

区分	要件	✓
麻醉銃猟にて緊急銃猟する場合に、法令で定める事項（必須項目）	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする麻醉銃と同種の麻醉銃を使用して、危険鳥獣等の捕獲等をした経験がある	
		年　月　日
捕獲者氏名		

※昼間、夜間を問わない。

【緊急銃獵の中止】

- ・対象獣が移動する等、緊急銃獵の条件が整わなくなった場合は、市責任者の判断で緊急銃獵を中止し、捕獲者を含む関係者に中止を伝える。
- ・中止した場合は、捕獲者から証票を回収し、改めて緊急銃獵に関する計画の調整、必要な安全確保措置、捕獲者への委託を行う。
- ・対象獣が大きく移動した場合には前提が変わるために、改めて安全確保措置を検討する。

（8）緊急銃獵のための土地の立入等

基本的に地権者と調整したうえで立ち入ることが望ましいが、緊急時にはそれによらず対応できるようにするために、法第34条の3では、緊急銃獵をし、又は緊急銃獵により捕獲等をした危険鳥獣の適切な処理をするために必要な限度において、土地の立入りや障害物の除去ができる。なお、管理者等の同意なく建物に立ち入ることはできない。

また、該当する者は、全員が証票（黄色のビブス）を着用か職員証を携帯する。

（9）原状回復、安全を確保する措置の解除

緊急銃獵の実施が終了したら、捕獲個体の生死等を安全確認後、安全を確保する措置（通行禁止・制限の措置、地域住民の避難）の解除を行う。安全確認には、個体の状態や、跳弾はないか、どこに着弾したかなど弾丸の有無の確認を捕獲関係者で行う。また、報告のために、出来る限り写真を撮影すること。確認が終わり次第、通行制限を含む安全確保措置を解除する。安全確保措置の解除の方法は、措置を講じた際の手順に従う。捕獲した鳥獣の処分を行う際は、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理を行う。また、緊急銃獵の実施による第三者や物に対する損害がないか確認を行う。

（10）損失補償手続

【損失確認】 ※できる限り写真等で記録しておく

- ・発砲数、着弾数、跳弾の状況を確認し、被害状況（大きさ、写真等）を記録する。
- ・被害状況は、建物所有者等に最終確認する。なお、着弾により道路に損傷が発生した場合は、道路管理者に連絡する。

- ・流血など現場を汚損している場合は、水洗いなどで現状回復する

【損失補償】

法第34条の6において、緊急銃猟の実施のため又は緊急銃猟等のための土地の立入り等による措置のため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償する旨を規定している。緊急銃猟制度の適用により生じ得る損失としては、緊急銃猟の実施に伴い、次のものが想定される。

- ① 発射された弾丸が着弾し、建物、乗物等が損壊されることにより生じる損失
- ② 建物、乗物等が損壊されていなければ、これらの物件の運用により得られた利益
- ③ 緊急銃猟の実施行為そのものではないが、法第34条の3第1項の規定により他人の土地に立ち入り、又は障害物を除去することによって発生し得る損失

4. 緊急銃猟実施後の処理及び報告

【捕獲個体の処理】

- ・捕獲（捕殺）した個体は、その後の報告を想定し記録をとる。
- ・クマの場合は、個体情報の識別を行うこともあることから、DNA試料（体毛、舌先等の肉片、小白歯）を採取し、冷凍保存する（DNA試料は県自然保護課で分析を行う）。
- ・出没要因の検証を行うため、誘引物（生ゴミ、果樹、飼料等）の有無、侵入経路等を確認し、写真等で記録しておく。
- ・検体提供先がない場合には、焼却処分等により適切に処理する。

※検体提供先については、静岡県自然保護課（054-221-2719）に確認する。

【県への緊急銃猟の実施状況の報告】

- ・緊急銃猟を実施した場合は、県自然保護課を通じて環境省に実施状況を報告する。
 - ・報告は「緊急銃猟実施報告様式」によるが、実施日時、場所、鳥獣の種類等の基本的な情報は緊急銃猟実施から3日程度、詳細な実施状況は10日程度を目安に報告する。

捕獲調查票

捕獲日時	年 月 日 時 分
捕獲場所	
性別	オス ・ メス
体重	実測・推定 kg
体 長 (背中と頭を地面に付け鼻 先から尾の付け根(尾の長さ ではない)までの直線距離)	実測・推定 . cm
前足の大きさ	長さ(爪無) . cm 幅 . cm
後足の大きさ	長さ(爪無) . cm 幅 . cm
DNA採取	体毛 ・ 肉片 ・ 小臼歯 ※原則、全て採取する。
備考	(イヤータグの有無、捕獲後の処理等)